

水難事故等の防止に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 制定の概要

(1) 定義（第2条関係）

ア 動力船とは、推進機関を有するプレジャーボートをいうものとする。

イ 動力船の操船とは、推進機関を用いて推進させる方法により動力船を操船することをいうものとする。

(2) プレジャーボート操船者は、海域等利用者の付近においてみだりにプレジャーボートを疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、海域等利用者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならないものとする（第15条関係）。

(3) 酒気帯び操船等の禁止（改正後の第16条関係）

ア 何人も、海域等において、酒気を帯びた状態で動力船の操船をしてはならないものとする。

イ 何人も、アのほか、海域等において、薬物の影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をしてはならないものとする。

ウ 何人も、ア及びイのほか、海域等において、アルコールの影響その他の理由により正常な操船ができないおそれがある状態でプレジャーボートの操船をしてはならないものとする。

(4) 危険防止の措置（改正後の第17条関係）

ア 警察官は、動力船に乗船し、又は乗船しようとしている者が、(3)アに違反して動力船の操船をするおそれがあると認められるときは、その者が身体に保有しているアルコールの程度について調査するため、公安委員会規則で定めるところにより、その者の呼気の検査をすることができるものとする。

イ 警察官は、プレジャーボート操船者が(3)に違反してプレジャーボートの操船をするおそれがあるときは、その者が正常な操船ができる状態になるまでプレジャーボートの操船をしてはならない旨を指示する等、海域等における危険を防止するため必要な応急の措置を講ずることができるものとする。

(5) 罰則（改正後の第25条並びに第26条、第28条及び第29条関係）

ア 次のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする（改正後の第25条関係）。

(ア) (2)に違反した者（動力船の操船により(2)の行為をした者に限る。）

(イ) (3)アに違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合においてアルコールの影響により正常な操船ができないおそれがある状態にあったもの

(ウ) (3)イに違反した者（薬物の影響により正常な操船ができないおそれがある状態で動力船の操船をした者に限る。）

イ (3)アに違反して動力船の操船をした者で、その操船をした場合において身体に公安委員会規則で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあったものは、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処するものとする。

ウ (2)に違反した者（ア(ア)に該当する者を除く。）は、50万円以下の罰金に処するものとする。

エ (4)アの警察官の検査を拒み、又は妨げた者は、20万円以下の罰金に処するものとする。

(6) 海域等レジャー事業者が海域等レジャー事業を行う場所の見やすい箇所に掲示し、プレジャーボート利用者に遵守するよう指導しなければならない事項に、(3)を追加する（第13条関係）。

(7) プレジャーボート提供事業者がプレジャーボートを利用させてはならない場合に、動力船を操船し

ようとする者が酒気を帯びた状態にあると認められる場合を追加する（第13条関係）。

(8) 水難事故等発生時の通報等

ア 海水浴場開設者は、当該海水浴場において水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官又は海上保安官（以下「警察官等」という。）に通報しなければならないものとする（第6条関係）。

イ 海域等レジャー事業者は、プレジャーボート利用者に対し、水難事故等を起こしたときは、警察官等（当該水難事故等が海域及び海浜以外の海域等におけるものである場合は、警察官。ウ及びエにおいて同じ。）に通報するよう指導しなければならないものとする（第13条関係）。

ウ 海域等レジャー事業者等は、プレジャーボートに係る水難事故等が発生したことを知ったときは、直ちに警察官等に通報しなければならないものとする（第13条関係）。

エ プレジャーボート操船者は、プレジャーボートに係る水難事故等を起こしたときは、速やかに警察官等に通報しなければならないものとする（第14条関係）。

(9) 水難事故等の防止に関し、水難事故等防止条例の規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している公安委員会規則で定める市町の区域における水難事故等防止条例の規定の適用については、公安委員会規則で定めるものとする（改正後の第22条関係）。

(10) その他規定の整備を行う（第8条、第9条及び第14条、改正後の第18条から第21条まで、第23条及び第24条並びに第27条、第30条及び第31条関係）。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和4年7月1日

(2) 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正

ア 1(2)に伴い、何人も、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟又はヨットをみだりに疾走させ、急転回させ、縫航させる等により、遊泳している者又は手こぎのボートその他の小舟に乗っている者に対して危険を覚えさせるような行為をしてはならない旨の規定を削除する（第8条関係）。

イ アに伴う規定の整備を行う（第19条及び第20条関係）。

(3) 罰則に関する経過措置

この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。